平成２７年（フ）第２７５号
岡山県瀬戸内市長船町飯井852番地１
債務者　今岡　始男
１　決定年月日時　平成27年７月30日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年９月28日まで
５　免責審尋期日　平成27年10月７日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２７７号
岡山市北区富田158番地２
債務者　寺門みゆき（旧姓難波）
１　決定年月日時　平成27年７月30日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年９月28日まで
５　免責審尋期日　平成27年10月９日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２７年（フ）第２５７号
横浜市都筑区勝田町266番地１　勝田住宅34―404
破産者　臼井也津子
１　破産債権の届出期間　平成27年８月31日まで
２　一般調査期日　平成27年10月29日午前10時
平成27年７月30日
横浜地方裁判所第３民事部

債権者集会招集及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第７０号
長野県伊那市西春近2236番地８、破産開始決定時の住所長野県上伊那郡箕輪町大字中箕輪13763番地１
破産者　伊藤　博郁
１　期日　平成27年９月９日午前11時15分
２　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
３　免責意見申述期間　平成27年10月１日まで
平成27年７月30日　長野地方裁判所伊那支部

免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第９３号
兵庫県明石市魚住町長坂寺730番地　県住４棟508号
破産者　塚本　　整
免責意見申述期間　平成27年９月29日まで
平成27年７月28日
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２７年（フ）第３０３号
京都市北区小山上板倉町44番地
破産者　田村　成一
免責意見申述期間　平成27年９月30日まで
平成27年７月30日
京都地方裁判所第５民事部破産係

特別清算終結

平成２７年（ヒ）第２０３８号
東京都千代田区大手町２丁目６番１号
清算株式会社　港南清算準備株式会社
１　決定年月日　平成27年７月29日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

平成２７年（ヒ）第１１号
富山市八尾町保内２丁目３番地
清算株式会社　北陸沢鋼業株式会社
１　決定年月日　平成27年７月28日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
富山地方裁判所民事部

特別清算協定認可

平成２７年（ヒ）第２０３５号
東京都千代田区大手町１丁目８番１号ＫＤＤＩ大手町ビル19階
清算株式会社　青葉商事株式会社
代表清算人　黒澤　拓司
１　決定年月日　平成27年７月29日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
第１　通則
１　弁済の方法
本協定に基づいて弁済を行う場合は、各協定債権者の指定する金融機関口座に振込入金する方法により実施する。但し、振込に要する費用は清算株式会社の負担とする。
２　端数の処理
各協定債権者に対して按分弁済を行うにあたり、１円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。
第２　協定債権の弁済及び免除
１　弁済
清算株式会社は、本協定の認可決定が確定した日から１か月以内に、各協定債権者に対し、清算会社が有する現預金から、清算結了までに発生する一般の先取特権その他一般の優先権がある債権、特別清算手続のために清算株式会社に対して生じた債権及び特別清算の手続に関する清算株式会社に対する費用請求権の額を控除した残額を、特別清算開始決定日の前日における各協定債権者の協定債権額を基準に按分して弁済する。
２　免除
清算株式会社は、前記１の弁済時に、協定債権額から前記１の弁済額を控除した残額について免除を受ける。
３　追加弁済
前記２による免除後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、換価代金から必要な費用を控除した残額を、前記１の基準に従い弁済する。この場合において、前記２の免除は、追加弁済の限度で効力を失うものとする。
以上
東京地方裁判所民事第８部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２７年（再イ）第１１９号
札幌市中央区南11条西23丁目２番２―118号
再生債務者　倉橋　毅彦
１　決定年月日時　平成27年７月30日午後１時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成27年８月20日まで
４　一般異議申述期間　平成27年９月３日から平成27年９月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（再イ）第１３８号
札幌市東区北44条東14丁目２番15―702号
再生債務者　土屋　敬司
１　決定年月日時　平成27年７月30日午前11時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成27年８月20日まで
４　一般異議申述期間　平成27年９月３日から平成27年９月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（再イ）第１６号
北海道苫小牧市住吉町２丁目11番２号
再生債務者　和賀　裕史
１　決定年月日時　平成27年７月30日午前11時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成27年８月20日まで
４　一般異議申述期間　平成27年９月３日から平成27年９月10日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２７年（再イ）第１３号
愛知県豊橋市南大清水町字元町393番地(315)
再生債務者　伊勢　知央
１　決定年月日時　平成27年７月30日午前10時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成27年８月20日まで
４　一般異議申述期間　平成27年８月27日から平成27年９月３日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２７年（再イ）第５号
岡山県久米郡美咲町西幸948番地１
再生債務者　松馬　定子
１　決定年月日時　平成27年７月30日午前10時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成27年８月20日まで
４　一般異議申述期間　平成27年８月27日から平成27年９月３日まで
岡山地方裁判所津山支部

平成２７年（再イ）第２７号
奈良県桜井市大字金屋479番地
再生債務者　山添　雅嗣
１　決定年月日時　平成27年７月24日午後３時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成27年８月21日まで
４　一般異議申述期間　平成27年８月31日から平成27年９月14日まで
奈良地方裁判所